

令和7年守山市議会9月定例会提出議案

1 付議件数

専決案件	一 件	その他の案件	1 件
認定案件	9 件	諮問案件	2 件
予算案件	6 件	推薦案件	一 件
条例案件	5 件	提出案件計	24 件
人事案件	1 件	(報告案件)	3 件

提出日 令和7年9月1日

2 議案概要

【認定第1号】 令和6年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	38,062,799千円
歳出決算総額	37,163,782千円
歳入歳出差引額	899,017千円
翌年度へ繰越すべき財源	267,841千円
実質収支	631,176千円

【認定第2号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,679,972千円
歳出決算総額	6,641,967千円
歳入歳出差引額	38,005千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	38,005千円

【認定第3号】 令和6年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	68,470千円
歳出決算総額	63,470千円
歳入歳出差引額	5,000千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	5,000千円

【認定第4号】 令和6年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	21,811千円
歳出決算総額	18,522千円
歳入歳出差引額	3,289千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	3,289千円

【認定第5号】 令和6年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

＜保険事業勘定＞

歳入決算総額	6,018,378千円
歳出決算総額	5,924,144千円
歳入歳出差引額	94,234千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	94,234千円

＜サービス事業勘定＞

歳入決算総額	27,875千円
歳出決算総額	27,875千円
歳入歳出差引額	0千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	0千円

【認定第6号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	1,222,693千円
歳出決算総額	1,221,160千円
歳入歳出差引額	1,533千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	1,533千円

【認定第7号】 令和6年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,437,612,008円
支出決算額	1,374,219,920円
資本的収入決算額	460,375,000円

支出決算額	943,325,890円
当年度純利益	63,392,088円
当年度未処分利益剰余金	250,312,131円

【認定第8号】 令和6年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,161,668,290円
支出決算額	2,149,458,524円
資本的収入決算額	731,487,500円
支出決算額	1,567,612,117円
当年度純利益	12,209,766円
当年度未処分利益剰余金	12,209,766円

【認定第9号】 令和6年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	258,140,092円
支出決算額	136,646,288円
資本的収入決算額	245,484,504円
支出決算額	331,298,926円
当年度純利益	111,717,104円
当年度未処理欠損金	1,415,361,003円

【議第46号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出補正額 242,330千円 （補正後の額 37,009,561千円）

【議第47号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出補正額 500,312千円 （補正後の額 37,509,873千円）

【議第48号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 62,626千円 （補正後の額 6,842,626千円）

【議第49号】 令和7年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入額 3,727千円 （補正後の額 2,488,576千円）
 収益的支出額 4,100千円 （補正後の額 2,472,418千円）

【議第50号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 90,854千円 （補正後の額 6,068,854千円）

【議第51号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 5,995千円 （補正後の額 1,253,995千円）

【議第52号】 守山市の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 近年の物価等の高騰に鑑みて、公職選挙法施行令が一部改正され、選挙運動経費の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、本市の市議会議員選挙および市長選挙の選挙運動に係る諸経費についても政令と同額とするため、必要な改正を行おうとするもの

（1）選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。

1枚あたりの作成単価 7円73銭→8円38銭

（2）選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。

1枚あたりの印刷費 541円31銭→586円88銭

（施行期日等）

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

この条例の施行の日以後にその期日を告示された選挙から適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

【議第53号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 環境学習都市宣言記念公園に少年サッカー場および多目的グラウンドを整備し、市民の利用に供するため、必要な改正を行おうとするもの

（1）少年サッカー場および多目的グラウンドを有料公園施設に追加する。

（2）供用時間および休園日を次のとおり定める。

ア 供用時間

午前6時から午後5時まで。ただし、3月、4月および9月については午後6時まで、5月から8月までは午後7時までとする。

イ 休園日

（ア）月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）

（イ）休日の翌日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）

(ウ) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（施行期日等）

(1) 施行期日

規則で定める日

(2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

少年サッカー場および多目的グラウンドの使用料を次のように定める。

少年サッカー場

区分	午前6時から午後7時まで（1時間につき）
日曜日、土曜日 および休日	310円
その他の日	210円

多目的グラウンド

区分	午前6時から午後7時まで（1時間につき）
日曜日、土曜日 および休日	450円
その他の日	300円

【議第54号】 守山市消防団分団車庫詰所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 中洲分団車庫詰所の新築工事による現在地からの移設に伴い、住所が変更となることから必要な改正を行おうとするもの

位 置	
改正前	改正後
守山市幸津川町1043番地5	守山市幸津川町1075番地1

（施行期日） 令和7年12月1日

【議第55号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、今市町地区地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 地区整備計画の名称

今市町地区地区整備計画

(2) 建築物に関する規定の追加

ア 建築物の用途の制限

建築することができる建築物を定める

イ 建築物の容積率の最高限度

10分の10

ウ 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

エ 建築物の敷地面積の最低限度

240平方メートル

オ 壁面の位置の制限

建築物の外壁またはこれに代わる柱から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。

カ 建築物の高さの最高限度

10メートル。ただし、神社または寺院については、15メートルとする。

キ 既存の建築物等に対する制限の緩和の規定に当該区域を加える。

(施行期日) 公布の日

【議第56号】 守山市水道事業給水条例および守山市下水道条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和6年1月に発生した能登半島地震の復旧状況を受けて、管理者（市長）が指定する指定給水装置工事事業者および排水設備指定工事店でないと行うことができない給水装置および排水設備の工事について、災害時等に他の市町村長が指定した者でも行えるよう、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市水道事業給水条例

ア 災害時等における給水装置の工事について、管理者（市長）が必要と認めた場合は、他の市町村または他の市町村で指定を受けた指定給水装置工事事業者においても施行を可能とする。

イ 他の市町村または他の市町村の指定工事事業者が施行する工事にかかる設計審査、工事検査および施行基準についても、市指定工事事業者の工事施行に係る基準と同様とする。

(2) 守山市下水道条例

災害時等における排水設備の工事について、管理者（市長）が必要と認めた場合は、他の市町村で指定を受けた指定工事店においても施行を可能とする。

(施行期日) 公布の日

【議第57号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

いわ い とも こ
岩 井 知 子（吉身三丁目在住） 新任
任期 令和7年10月1日から（4年間）

【議第58号】 契約の変更につき議決を求めることについて

令和6年10月1日に議決を得た大門野尻線道路整備工事の請負契約を次のように変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

変更前の契約金額 金1,004,972,100円

変更後の契約金額 金1,295,276,400円

【諮問第5号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の辞任に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

おか だ とし お
岡 田 敏 夫（三宅町在住） 新任
任期 令和8年1月1日から（3年間）

【諮問第6号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

にし もと れい こ
西 本 麗 子（小浜町在住） 再任（2期目）
任期 令和8年1月1日から（3年間）

【報告第13号】 令和6年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— [比率なし]（—）	
連結実質赤字比率	— [比率なし]（—）	
実質公債費比率	3.5%（3.7%）	
将来負担比率	18.0%（13.4%）	
資金不足比率	— [比率なし]（—）	※（ ）は令和5年度実績

【報告第14号】 令和6年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第15号】 令和6年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの